

白岡市心をつなぐ手話言語条例（案）

手話は、音声言語とは異なり、手指及び体の動き並びに表情を使って視覚的に表現する言語である。また、手話は、物事を考え、互いを理解し合い、知識を蓄え、社会生活を営むための言葉として、ろう者が長年に渡って大切に育んできた言語である。

しかしながら、これまで手話が言語として認められず、また、手話を使用する環境も整備されてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、多くの不便と不安を抱えながら生活してきた。

こうした中で、平成１８年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成２３年に改正された障害者基本法において、手話が言語であることが明記されたことに鑑み、手話に対する理解を深め、手話を普及し、手話を使いやすい環境を整備していくことが求められている。

これを受け、手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者との互いを理解し合い、ともに支え合い、ともに地域の中で育ち、学び、生活し、働き、活動できる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第１条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に当たっては、手話は言語であるとの認識に基づき、市民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本とする。

（市の責務）

第３条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話及びろう者に対する理解の促進、手話の普及並びに手話を使いやす

い環境の整備を推進するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念への理解を深め、手話を使いやすい地域社会の実現のため、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念への理解を深め、手話を使いやすい地域社会の実現のため、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

（施策の推進）

第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画において、手話及びろう者に対する理解の促進、手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場の確保に努めるものとする。

（財政上の措置）

第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。